

鳥取アディクション連絡会 会則

(名称)

- 第1条 この会は、「鳥取アディクション連絡会」(以下、「本会」という)と称する。
- 2 本会の事務局を鳥取県内に置く。

(目的)

- 第2条 本会は、意見交換、交流を通して自己研鑽を図り、依存症の現状と回復について広く社会に理解してもらうことを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 依存症の啓発、研修事業
 - (2) 依存症に関する調査及び研究並びに資料の配布
 - (3) 講演会、講習会の開催
 - (4) 依存症に関する相談、支援事業
 - (5) その他、本会の目的達成に必要な活動

(構成員)

- 第4条 本会の目的と趣旨に賛同し、依存症からの回復を図ろうとする者とそれを支援する個人、団体とで構成する。

(総会)

- 第5条 本会は、定期総会を毎年1回開催する。但し、必要があるときは臨時総会を開催することができる。

(役員)

- 第6条 本会は、次の役員を置く。
- 代表1～2名、副代表1～3名、会計1名、監事2名、事務局若干名
- 2 前項の役員は、総会にて選任する。
 - 3 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(運営委員会)

- 第7条 本会は、運営委員会を設置し、意見交換、活動の計画等を行う。
- 2 運営委員会は、本会役員と自助団体の参加をもって構成する。
 - 3 前項に定める者のほか、運営委員が認めた者は、運営委員会に出席することができる。

(事業)

- 第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日とする。
- 2 本会の運営は、寄付金、広告費、公費等、その他の収入で行う。

(情報管理)

- 第9条 個人情報については、個人情報保護法に基づき秘密を厳守するものとする。
- 2 アノニマス(匿名性を守る)グループが参加していることを尊重し、所属団体の名称・氏名・経歴・体験談等の情報を公表するかどうかは、本人の希望によるものとする。

附則

- (1) 本会則は、平成25年3月20日より施行する。
- (2) 本会則の変更は、平成28年6月25日より施行する。
- (3) 本会則の変更は、平成30年6月30日より施行する。